

ご あ い さ つ

県では、平成20年以降、「がん対策推進条例」及び「長崎県がん対策推進計画」に基づき、県民の皆様、関係機関・団体等のご理解とご協力をいただきながら、がんの一次予防対策やがん検診の推進、がん診療連携拠点病院を中心としたがん診療水準の向上と地域連携の推進等に取り組んでおります。

しかしながら、がんの年齢調整死亡率は依然として全国で高い状況にあり、本県では毎年5,000人近い方が亡くなられています。また、がんは身体的な苦痛のみならず社会的、心理的、精神的苦痛を伴うとともに、患者さんの家族に対しても様々な苦痛を及ぼすことから、さらなる対策が求められています。

国においては、令和5年3月に閣議決定された第4期の「がん対策推進基本計画」で、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」を全体目標とし、各課題への取組が示されました。

こうしたなか、第3期の「長崎県がん対策推進計画」が令和5年度をもって終期を迎えることから、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、がん患者を含めた県民の皆様が、いつでもどこに居ても安心かつ納得できるがん医療や支援を受けながら、尊厳を持って暮らしていくことができる社会を目指し、このたび第4期の「長崎県がん対策推進計画」を策定しました。

本計画は、「がん対策基本法」及び「がん対策推進基本計画」に基づき、令和5年からの6か年を計画期間とし策定するものですが、「長崎県医療計画」のがん分野の施策とも整合を図っております。「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」、「患者本位のがん医療の実現」、「離島地域におけるがん診療の質の向上」、「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」及び「がんによる死亡者の減少」を目標に掲げるこの計画は、本県のがん対策の基本方針であると同時に、がん患者を含む県民、医療機関、市町、保健・医療・介護・福祉、雇用、教育等の関係機関・団体等の幅広い関係者が、がん対策に取り組むための指針となるものです。関係者が主体的にがん対策に取り組むとともに、相互に連携し、がん対策を推進してまいりますので、県民の皆様にも格別のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました長崎県保健医療対策協議会がん対策部会をはじめとする各協議機関委員の皆様はもとより、貴重なご意見を賜りました多くの方々に対しまして厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

長崎県福祉保健部長 新田 惇一